

監査公告第12号

定期監査結果に基づき教育委員会が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、教育委員会から報告がありましたので同条第12項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和2年1月29日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

教育委員会定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・地域と学校の協働体制の構築について、次のとおり意見を付す。

保護者や地域住民が学校運営に参加できる仕組みづくりに始まり、近年では、地域学校協働活動による地域との連携協力体制の整備や推進員制度が法改正により整備されてきている。

少子高齢化の進展や家庭教育の困難さ、学校現場での働き方改革など様々な課題とも呼応して、学校が地域コミュニティの核となることが求められている。今後、市民に見える形で計画的な取り組みがなされるよう努力されたい。

対 応

国は、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しており、その基盤として「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が必要であるとしています。

加賀市では、現在「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を導入している学校はありませんが、令和3年度から数年をかけて導入していく予定です。

学校を取り巻く様々な課題に対応していけるよう、地域と学校の連携・協働体制の構築に努めて参ります。